

政令第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第八項及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の表の一の項の(一)中「二千七百円」を「二千二百円」に改め、同項の(二)中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同項の(三)中「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千円」に、「一万四千七百円」を「二万三千元」に、「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「一万八千円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同表の二の項の(一)中「六千三百円」を「三千九百円」に改め、同項の(二)中「一万八千円」を「六千三百円」に改め、同項の(三)中「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、

「百十四万千円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万千円」に改め、同表の三の項の(一)1中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千百円」を「二万三千百円」に改め、同項の(一)2中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千百円」を「二万三千円」に改め、同項の(一)3中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項の(二)中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に改め、同項の(三)及び(四)中「三万千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八百円」を「二万六千三百円」に改め、同項の(五)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千百円」に改め、同表の四の項の(一)中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に改め、同項の(二)中「百八十一万二千円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に改め、同項の(三)中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を

「四十八万九千円」に改め、同項の(四)中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の備考一中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ一の項の下欄に定める額から二千七百円」を「一の項の下欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合にあつては零円とし、同項の(二)の場合にあつては四十円とし、同項の(三)の場合にあつてはそれぞれ同項の(三)の下欄に定める額から八千円」に改め、同表の備考二中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

第十六条の表の一の項の(一)中「以外の遊技機」の下に「(以下「未認定遊技機」という。）」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項の(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「二千八百円(検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機(以下「特定未認定遊技機」という。))がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)」に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同項の(三)中「一万五千円」

を「一万四千元」に、「二万七千元」を「二万四千元」に改め、同表の二の項の(一)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項の(二)中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「三千四百円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機)」を「五千二百円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額)」に、未認定遊技機一台ごとに四十円(特定未認定遊技機)」に、「二千七百元」を「八千円」に改め、同表の備考一中「九千三百円」を「八千六百元」に改め、同表の備考二中「七千四百円」を「六千八百元」に改める。

附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

理由

遊技機の認定等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、遊技機の認定等に係る手数料の標準を改める必要があるからである。